

水俣市森林整備計画 変更計画書

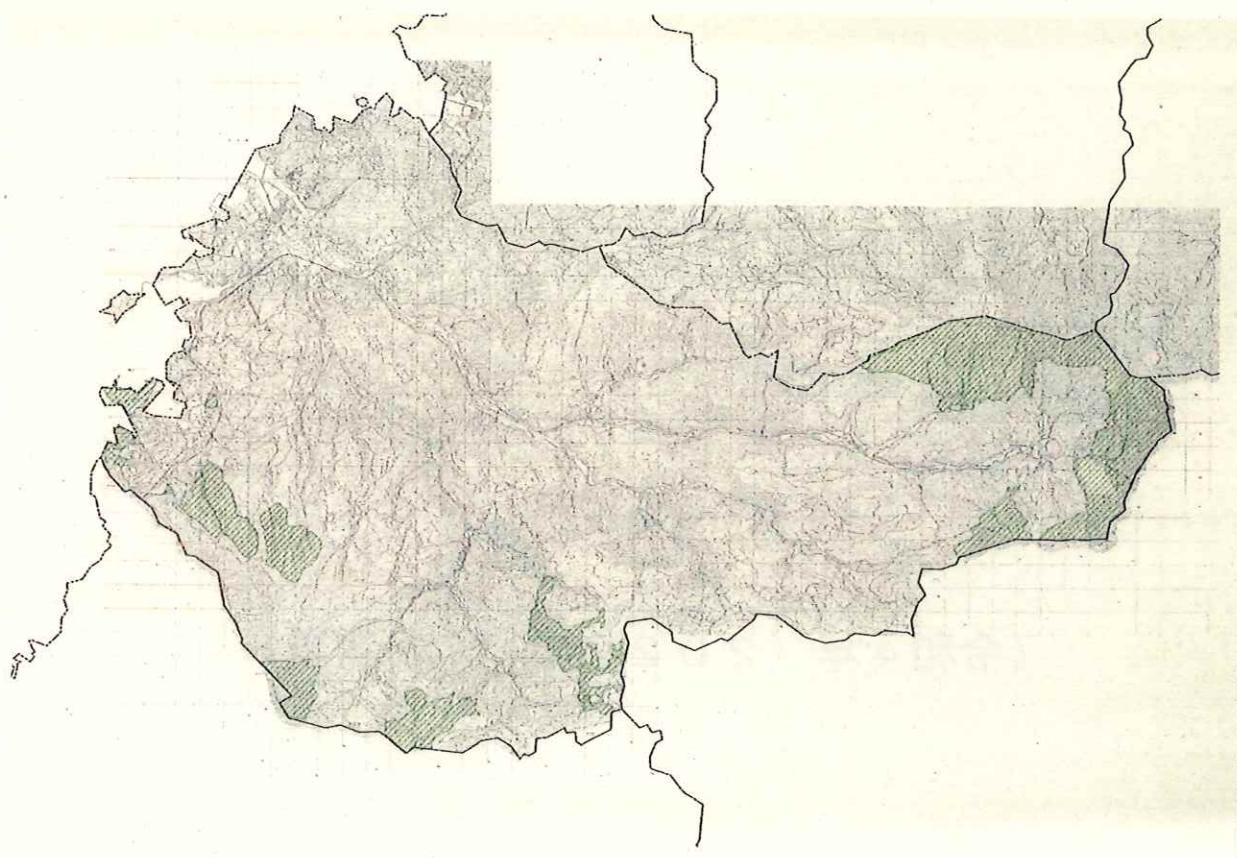
計画期間

自 平成30年4月 1日
至 令和10年3月31日

〈令和4年（2022年）3月変更〉

熊本県
水俣市

位置図



【凡例】	
	国有林
	市町村界

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
 - 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、熊本県の南端にあって東経 $130^{\circ} 24'$ 北緯 $32^{\circ} 12'$ に位置し、北は葦北郡津奈木町、南は鹿児島県伊佐市大口と出水市に隣接し西方は不知火海に面し、風光明媚なリアス式海岸が30kmにわたり続いており、東西22km、南北14km、総面積16,329haを有し、市の中央には東西に水俣川が流れ、その流域に沿って集落や市街地が形成されている。

本市の森林面積は12,045.52haで全面積の74%を占めており、国有林面積1,716.14ha、民有林面積は10,329.38haである。

民有林のうちヒノキを中心とした人工林の面積は8,869.96haであり、人工林率86%を占めている。

現在、当市の森林構成は40年生以上の森林が82%を占め、今後は成熟した森林資源を有効活用するため、積極的な搬出間伐への取組みによる資本の回収を図るとともに、伐期に達した人工林の積極的な主伐による林齢構成の平準化図り、年間をとおした林業活動を推進することとする。

また、当市の森林所有形態は小規模、分散しているため、森林を集約化し、路網整備、高性能機械等による間伐施業を図るとともに、保育と併せ、計画的な伐採と再造林を推進していくことが重要である。

なお、森林の伐採にあたっては、需要の動向を見据えた上で、流通関係と一体的に行う必要がある。

2 森林整備の基本方針

戦後、荒廃した森林の復旧により造成された森林が、ようやく伐期を迎えているものの、木材価格の低下、林業従事者の高齢化・減少等により、木材が有効利用されないことが成熟林の増大と間伐の遅れの要因となり、森林への再投資を滞らせていていると思われる。

このような状況から、森林所有者の意欲を喚起し、林業の採算性を向上させるためにも、高性能林業機械等を利用して集約化施業による主伐・間伐を実施し、森林を健全な状態に整備、保全していく必要がある。このため取組みとして地域材利用、林業の採算性向上等を併せて推進することとする。

また球磨川地域森林計画との整合性を図り森林整備を推進することとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能ごとにその機能發揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じ山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であ

って必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林。

キ 木材生産機能

材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備された森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

機能に応じた森林の区分ごとに、下記のとおり森林機能及び保全を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢林や天然力を活用した森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避をはかる。

また保安林の指定やその適正な管理を推進し、併せて渓岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合は、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風、防潮や景観の創出等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクレーション機能

住民等にとって憩いと学びの場を提供する森林にあっては、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生物多様性保全の観点から森林の保全に配慮した施業を推進する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系とした重要な森林の適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を育成させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市町村、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化・集約化施業、林業後継者の育成、林業機械化等の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業施策の総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期龄

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	そ の 他 針 葉 樹	ク ヌ ギ	そ の 他 広 葉 樹
	4 0 年	4 5 年	3 5 年	3 5 年	1 0 年	1 5 年

注) 上記の伐期齢は、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系を勘案して行う。立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域の分散を図るとともに、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護樹帯等を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

なお、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに特に留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。

オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知)（以下、「伐採・搬出指針」という。）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。

また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路の設置等については「伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注) 「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

3 その他必要な事項

木材価格の低迷により、木材の供給が減少しており、原木確保のためには、森林所有者の計画的な伐採が必要である。

そのためには、森林所有者の意識の高揚を図り、作業道の整備、高性能機械等の導入を図り、省力化林業を推進する必要がある。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壤等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等から、下表のとおりとする。

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、その他別添1のとおり定める。	

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工林標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壤を除く）、ヒノキは斜面中部から上部を基本として選定する

また、複層林化、混交林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽をするものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るために植栽本数を少なくする場合などは、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定すること。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/h a)	備考
ヒノキ・スギ	中仕立て	2,500本	

イ その他人工造林の方法

人工造林は以下に示す方法を標準として行うものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	林内の雑草等を刈払い又は伐倒し、幹枝条等は流亡しないよう適宜整理集積を行う
植付け方法	通常穴植えとし、正方形植栽、正三角形植栽等地利及び地形により適切な方法を選定
植栽の時期	2月上旬～3月中旬の春植え、9月中旬～11月上旬の秋植え、自然条件を考慮し決定

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復ならびに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考

慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

また、別添の天然更新完了基準により森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を定めるものとする。

天然更新の対象樹種	カシ、シイ、クヌギ、その他、別添2のとおり定める
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象、その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を概ね10,000本と定める。

また、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生を勘案し、0.3m以上とする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項について下記のとおり定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	概ね10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	地表処理については、ササや粗腐食の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。 かき起しを行い、種子を土壤に着地させ易くすること。
刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	植込みについては天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。目的樹種が成立しない箇所については、補植を行うものとする。
芽かき	目的樹種の発生状況により、必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株あたり2~3本残すものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「水俣市天然更新完了基準」※別添3（「熊本県天然更新完了基準」を用いることも可）を基準として気候、地形、土壤等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により、更新状況を確認する。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林資源の積極的造成及び林地の荒廃を防止する観点から、天然更新による伐採跡の更新については、伐採終了日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新の完了を完了するものとする。

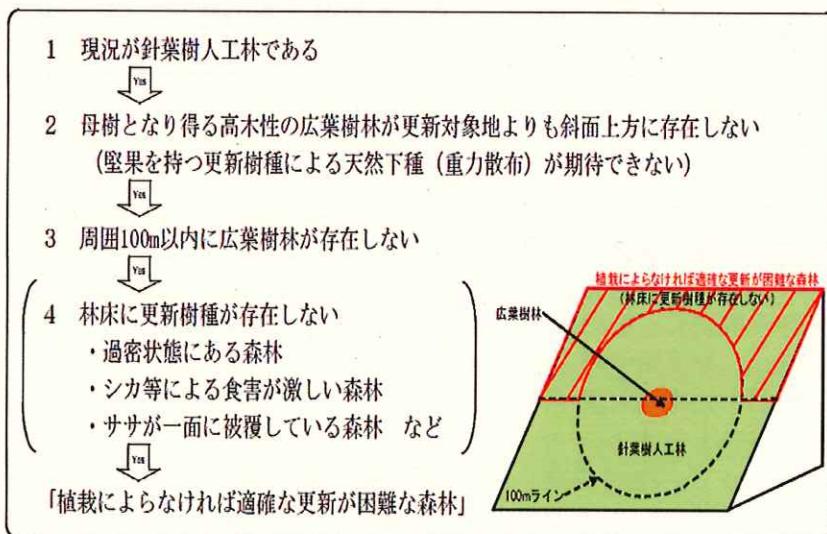
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

(参考) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)による。

5 その他の必要な事項

(1) 補助事業等の活用による造林の実施を推進する。

(2) 伐採後の造林計画において、天然更新が選択される場合は、別添3の天然更新完了基準によるものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進、林分の健全化並びに利用価値向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 本/ha	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	一般材	2,500	14	23	31			
	大径木	2,500	14	23	31	45	57	
ヒノキ	一般材	2,500	14	25	31			
	大径木	2,500	14	25	31	40	55	65

標準的な方法							備考
・初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。 ・2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 ・間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20～30%程度とする。 ・高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 ・間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。							

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、下表のとおり定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

保育の種類	樹種	実施時期(林齢)													
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
下刈り	スギ ヒノキ	←							→						
つる切り								←							→
除伐							←								→

標準的な方法														備考
下刈り：植栽木が下草から抜出すまで年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。														
つる切り：つるの繁茂状況に応じ、下刈り終了後2～3年毎に行う。														
除伐：つる切りと同時期に不用木、不良木を除去する。														

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

3 その他必要な事項

- (1) 過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、徐々に適正な林分密度に誘導するものとする。
- (2) 育成複層林においては、下層木の健全な育成に必要な林内照度を確保のうえ、下層木の育成状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。
- (3) シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害が抑制するものとする。

- (4) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集團化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るために、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、作業路網の整備と機械化による効率的な間伐を推進することとする。

- (5) 竹類の侵入により植栽木等の育成が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るために森林施業を推進すべき区域を水源の涵養の維持増進森林、災害の防止・土壤の保全機能・快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進森林、保健機能維持増進森林に区別して区域を定める。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防止保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、遊水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

水源涵養等の機能の維持増進のため、下層植生が繁茂し、樹木の根を発達させる施業を基本とし、林内密度を緩和するための伐採を行い、土壤の浸食・流出等が生じないような適正な維持管理に努めることとする。

森林の区域については、別表2により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
全域	50年	55年	50年	50年	25年	25年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林について別表1により定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壤保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、

土層内に異常な帶水層がある箇所、石礫（れき）地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防露保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望美されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、森林の有する公益的機能に応じ、伐採後は速やかに植栽を行い、間伐については林内密度を緩和するため、本数率で概ね30%程度の伐採を行い、伐採については、標準伐期齢以上とし、原則的に伐採率30%以下の択伐とする等、自然環境の保全や景観の維持向上等個々の森林に応じた適正な施業を行うこととする。

このため、①から③の森林のうちこれらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を維持すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期のおおむね2倍以上とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
全域	80年	90年	80年	30年	30年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区

域として定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れの低い森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、別表1のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の發揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持 増進を図るための森林施業を推進すべき森林	24 林班 60-1. 60-2. 60-3. 60-4. 60-5 44 林班 42. 72. 76. 79. 80 85 林班 222. 223. 224. 226. 228. 340. 345. 351. 358. 360. 361. 362. 367. 368. 372. 383. 384. 385. 387. 389～399. 466. 500. 511. 512. 575. 578. 580 ～582. 584. 594. 595. 604～608. 610. 613～616. 619. 621～628. 630～639 75 林班 1-1～1-35. 2-1. 2-2. 3-1～3-16. 12-1 ～12-5 76 林班 1. 2-2～2-20. 3-1. 3-2. 3-3. 4-1. 4-2. 5-1～5-12. 5-14～23. 6. 7-1. 7-2. 8. 9-1～ 9-14. 11-1. 11-2 77 林班 1. 2-1～2-3. 2-5～2-38. 3. 4-1. 4-2. 5. 6. 7-1. 7-2. 8-1. 9. 11. 12. 13. 14-3 78 林班 1-1～1-8. 2. 3-1～3-8. 4-1. 4-2. 5-1～ 5-10. 6-1～6-13 79 林班 1-1～1-20. 2-2～2-4. 3-1～3-3. 3-5～ 3-20 97 林班 40. 41. 46-1～46-5. 48. 56-1～56-30. 59. 62. 63. 64-1～64-10 7 林班 127. 130. 138. 157 8 林班 21. 23. 27. 29. 45. 53. 73 10 林班 116. 144. 156. 159. 184. 192. 196. 197. 200. 202. 203. 209. 211. 216. 222. 237. 241. 243. 244. 248. 260. 297. 366. 368. 369. 370. 371 14 林班 72. 75. 76. 82. 84. 88. 16 林班 1. 11. 12. 22. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 47. 48. 58. 59. 72. 74. 75. 79. 80. 81. 83. 84. 85. 97. 98. 101. 103. 104. 105～109. 111～113. 116. 118. 149. 150～163. 166. 167. 169. 170. 175～186. 196. 198. 200. 203. 211～214. 216. 219～225. 227. 238. 248～252. 254. 256. 258～263. 265～267. 272～ 275. 286. 290～293. 295～303. 307～309. 311. 323	1, 145. 03

	<p>~328.</p> <p>17 林班 2~5. 8. 10. 11. 17. 20~26. 28. 49~55. 57 ~61. 63. 73. 74. 75. 77. 79~82. 84~87. 89. 90. 92 ~97. 99~105. 107~109. 111. 113~115. 117. 121~123. 133. ~135. 137. 138. 141~143. 145. 148 ~151. 153. 154. 157. 159~165. 167. 169. 170. 171. 192. 193. 197~208. 210~213. 218. 219. 221. 222. 230. 243~246. 250~255. 257. 260~264. 266~ 269. 279.</p> <p>24 林班 60-1~60-5. 76</p> <p>30 林班 9-1~9-3. 13-1. 13-2. 16. 26-1~26-5. 28. 32. 33. 37. 38-6. 38-7. 42-1~42-5. 47. 48. 49-1~49-3. 50. 56. 57-1. 57-2. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 67</p> <p>31 林班 78-2. 78-6. 78-9. 78-10. 78-11. 79. 80 . 81-1. 81-2. 82. 84-1. 84-2. 85-1. 85-2. 86. 87. 89~94. 95-1~95-3. 111. 116</p> <p>32 林班 17. 19. 38-1. 38-3. 38-5. 38-6. 41. 87- 1~87-3. 88-1. 88-2. 89. 104-1. 105-1. 111-1. 111-2. 112-1. 112-2. 122-22. 122-23. 137-1~ 137-11</p> <p>35 林班 4. 26~30. 41. 60. 201. 202.</p> <p>36 林班 49. 54. 105. 236. 241.</p> <p>37 林班 40. 75. 76. 219. 226. 233.</p> <p>41 林班 26. 30. 48. 61. 62. 70. 80. 81. 83. 202. 21 2. 213. 215. 223</p> <p>47 林班 137-2~137-4.</p> <p>49 林班 38. 44-1. 44-2. 48-1. 48-2. 50-1~50- 11. 65-3. 65-5~65-9. 65-11~65-13</p> <p>52 林班 40-1. 40-3. 40-4. 41. 45-1~45-3. 46-1. 46-2. 50. 51. 56-4. 56-5. 56-7. 56-8. 56-10. 56-11. 56-13. 56-15~56-17. 56-19. 64-2. 57. 64-1. 64-2. 70-1. 70-2.</p> <p>53 林班 14. 16. 17. 37. 46. 48. 54. 61. 63. 91. 111. 124. 127. 139. 150. 152. 155. 170~179</p> <p>57 林班 101. 106. 107. 110. 116. 119. 121. 122. 126. 130. 132~134. 136~139. 144~146. 150~152. 172. 174. 176. 186. 188. 195. 204. 208. 210. 217. 221 . 225. 228. 231. 232. 233. 235~237. 258. 259. 262. 263. 265. 266.</p> <p>60 林班 139. 142. 144. 146. 151. 158. 182. 183. 188. 198. 199. 201. 203. 205. 206. 208. 209. 211. 212. 213 . 223. 228. 230. 233. 234. 238.</p> <p>61 林班 13. 25. 29. 32. 34. 44. 46. 47. 50. 51. 53. 54. 55. 56. 58. 59</p> <p>62 林班 77-2~77-9. 78. 87. 112-1~112-3. 120. 121-8. 125-1~125-4. 125-8~125-14. 127-2. 129-2. 130-1. 131-1. 131-2. 132-2. 133. 134-9~ 134-18</p>	
--	--	--

	<p>64 林班 83. 91. 95. 101. 106. 65 林班 115. 116. 69 林班 21. 23. 28. 29. 33. 40. 42. 72 林班 16. 48-1. 48-2. 61. 63 77 林班 7-3. 7-4. 8-2. 15-1. 15-2. 80 林班 66-2. 67. 71-2. 86-1. 107-1. 82 林班 33-1~33-5. 33-7. 74. 299. 83 林班 260. 261. 84 林班 65. 68. 69. 71. 75. 78. 79. 195. 196. 197. 198. 85 林班 223. 224. 228. 339~341. 345. 346. 351. 358. 360~385. 389. 390. 397. 398. 466. 500. 511. 584. 594. 603. 607. 610. 613~616. 619. 628~631. 635. 637. 92 林班 156. 162. 215. 547. 93 林班 26. 42. 43. 44. 185. 211. 212. 213. 218. 233.</p>	
土地に関する災害の防止 及び土壤の保全の機能の 維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林	<p>1 林班 27 小班 14 林班 298 小班 15 林班 3. 4. 13. 25~49. 51. 52. 54. 55. 57~59. 62. 75. 78. 81. 82. 150. 156. 327. 329~333. 335 小班 24 林班 6. 8. 60-1~60-5 小班 38 林班 61. 88. 121. 125. 134. 151. 157. 158. 161. 181. 183. 188. 193. 201. 206. 209. 212. 228. 237. 238 . 262. 小班 45 林班 15. 20. 37. 38. 46. 92. 105. 110. 112. 114. 115. 117. 118. 140. 144. 148~150 小班 56 林班 28. 50 小班 85 林班 109. 111. 115. 117. 119~121. 124. 126. 127. 129. 160. 163~165. 168. 172~174. 177. 178. 180. 184. 186. 190. 193. 326. 330. 331. 334 小班 32 林班 2. 4-1. 4-2. 6. 7. 9-1. 9-2. 10. 16. 17. 18-1. 18-2. 19. 38-1. 38-3. 38-5. 38-6. 69-2~69-4. 70-1. 70-2. 71-1~71-3. 72-2. 87-1~87-3. 88-1. 88-2. 89. 90-2. 104-1. 105-1. 111-1. 111-2. 112-1. 112-2. 35 林班 4. 27. 29. 201 小班 53 林班 17. 177. 178. 179. 小班 76 林班 5-10 小班 2 林班 5~8. 13. 16. 32. 37 3 林班 45. 81. 93. 97. 122 16 林班 11. 12. 22. 32. 34. 47. 58. 59. 72. 79. 81. 84. 22 林班 211. 332. 333. 335 23 林班 82. 84~91. 144. 146. 148. 149 30 林班 9-1~9-3. 13-1. 13-2. 16. 26-1~26-5. 28. 32. 33. 37. 42-1~42-5. 48. 60. 61. 67. 76. 34 林班 4. 135 小班 42 林班 26. 185. 188. 190. 191. 193. 194. 211~ 217. 219. 231. 232. 261~263. 49 林班 23. 44-1. 44-2. 46-1. 46-2. 47. 48-1. 48-2.</p>	448. 63

	50-1～50-6. 52. 61-1. 61-2. 62. 64. 60 林班 20. 42. 49. 65 林班 15. 111. 69 林班 186. 197～199. 211～214 74 林班 4. 6. 20. 22-1. 22-2. 29. 32. 34. 38. 39	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班 4 小班 38 林班 20. 21 小班 66 林班 37. 53 小班 67 林班 1 小班	7.09
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材等生産機能の維持増進を図る森林	上記を除く	8,777.71
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代える。

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	24 林班 60-1～60-5 44 林班 42. 72. 76. 79. 80 85 林班 222. 223. 224. 226. 228. 340. 345. 351. 358. 360. 361. 362. 367. 368. 372. 383. 384. 385. 387. 389～399. 466. 500. 511. 512. 575. 578. 580～582. 584. 594. 595. 604～608. 610. 613～616. 619. 621 ～628. 630～639 75 林班 1-1～1-35. 2-1. 2-2. 3-1～3-16. 12-1 ～12-5 76 林班 1. 2-2～2-20. 3-1～3-3. 4-1. 4-2. 5-1 ～5-12. 5-14～5-23. 6. 7-1. 7-2. 8. 9-1～9-14. 11-1. 11-2 77 林班 1. 2-1～2-3. 2-5～2-38. 3. 4-1. 4-2. 5. 6. 7-1. 7-2. 8-1. 9. 11. 12. 13. 14 78 林班 1-1～1-8. 2. 3-1～3-8. 4-1. 4-2. 5-1～ 5-10. 6-1～6-13 79 林班 1-1～1-20. 2-2～2-4. 3-1～3-3. 3-5～ 3-20 97 林班 40. 41. 46-1～46-5. 48. 56-1～56-30. 59. 62. 63. 64-1～64-10 7 林班 127. 130. 138. 157 8 林班 21. 23. 27. 29. 45. 53. 73	1,145.03

	<p>10 林班 116. 144. 156. 159. 184. 192. 196. 197. 200. 202. 203. 209. 211. 216. 222. 237. 241. 243. 244. 248. 260. 297. 366. 368. 369. 370. 371</p> <p>14 林班 72. 75. 76. 82. 84. 88.</p> <p>16 林班 1. 11. 12. 22. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 47. 48. 58. 59. 72. 74. 75. 79. 80. 81. 83. 84. 85. 97. 98. 101. 103~109. 111~113. 116. 118. 149. 150. 151~163. 166. 167. 169. 170. 175~186. 196. 198. 200. 203. 211~214. 216. 219~225. 227. 238. 248~252. 254. 256. 258~263. 265~267. 272~275. 286. 290~293. 295~303. 307~309. 311. 323~328.</p> <p>17 林班 2~5. 8. 10. 11. 17. 20~26. 28. 49~55. 57~61. 63. 73~75. 77. 79~82. 84~87. 89. 90. 92~97. 99~105. 107~109. 111. 113~115. 117. 121~123. 133~135. 137. 138. 141~143. 145. 148~151. 153. 154. 157. 159~165. 167. 169~171. 192. 193. 197~208. 210~213. 218. 219. 221. 222. 230. 243~246. 250~255. 257. 260~264. 266~269. 279.</p> <p>24 林班 60-1~60-5. 76</p> <p>30 林班 9-1~9-3. 13-1. 13-2. 16. 26-1~26-5. 28. 32. 33. 37. 38-6. 38-7. 42-1~42-5. 47. 48. 49-1~49-3. 50. 56. 57-1. 57-2. 58~63. 67</p> <p>31 林班 78-2. 78-6. 78-9~78-11. 79. 80. 81-1. 81-2. 82. 84-1. 84-2. 85-1. 85-2. 86. 87. 89~94. 95-1~95-3. 111. 116</p> <p>32 林班 17. 19. 38-1. 38-3. 38-5. 38-6. 41. 87-1~87-3. 88-1. 88-2. 89. 104-1. 105-1. 111-1. 111-2. 112-1. 112-2. 122-22. 122-23. 137-1~137-11</p> <p>35 林班 4. 26~30. 41. 60. 201. 202.</p> <p>36 林班 49. 54. 105. 236. 241.</p> <p>37 林班 40. 75. 76. 219. 226. 233.</p> <p>41 林班 26. 30. 48. 61. 62. 70. 80. 81. 83. 202. 212. 213. 215. 223</p> <p>47 林班 137-2~137-4.</p> <p>49 林班 38. 44-1. 44-2. 48-1. 48-2. 50-1~50-11. 65-3. 65-5~65-9. 65-11~65-13</p> <p>52 林班 40-1. 40-3. 40-4. 41. 41-5. 45-1~45-3. 46-1. 46-2. 50. 51. 56-4. 56-5. 56-7. 56-8. 56-10. 56-11. 56-13. 56-15~56-17. 56-19. 57. 64-1. 64-2. 70-1. 70-2.</p> <p>53 林班 14. 16. 17. 37. 46. 48. 54. 61. 63. 91. 111. 124. 127. 139. 150. 152. 155. 170~179.</p> <p>57 林班 101. 106. 107. 110. 116. 119. 121. 122. 126. 130. 132~134. 136~139. 144~146. 150~152. 172. 174. 176. 186. 188. 195. 204. 208. 210. 217. 221. 225. 228. 231. 232. 233. 235~</p>	
--	--	--

	<p>237. 258. 259. 262. 263. 265. 266.</p> <p>60 林班 139. 142. 144. 146. 151. 158. 182. 183. 188. 198. 199. 201. 203. 205. 206. 208. 209. 211～213. 223. 228. 230. 233. 234. 238</p> <p>61 林班 13. 25. 29. 32. 34. 44. 46. 47. 50. 51. 53. 54. 55. 56. 58. 59</p> <p>62 林班 77-2～77-9. 78. 87. 112-1～112-3. 120. 121-8. 125-1～125-4. 125-8～125-14. 126-3. 127-2. 129-2. 130-1. 131-1. 131-2. 132-2. 133. 134-9～134-18</p> <p>64 林班 83. 91. 95. 101. 106.</p> <p>65 林班 115. 116.</p> <p>69 林班 21. 23. 28. 29. 33. 40. 42.</p> <p>72 林班 16. 48-1. 48-2. 61. 63</p> <p>77 林班 7-3. 7-4. 8-2. 15-1. 15-2.</p> <p>80 林班 66-2. 67. 71-2. 86-1. 107-1.</p> <p>82 林班 33-1～33-5. 33-7. 74. 299.</p> <p>83 林班 260. 261.</p> <p>84 林班 65. 68. 69. 71. 75. 78. 79. 195～198.</p> <p>85 林班 223. 224. 228. 339～341. 345. 346. 351. 358. 360～362. 383～385. 389. 390. 397. 398. 466. 500. 511. 584. 594. 603. 607. 610. 613～616. 619. 628～631. 635. 637.</p> <p>92 林班 156. 162. 215. 547.</p> <p>93 林班 26. 42. 43. 44. 185. 211. 212. 213. 218. 233.</p>	
長伐期施業を推進すべき森林	<p>1 林班 4 小班</p> <p>66 林班 37. 53. 小班</p> <p>67 林班 1 小班</p> <p>38 林班 20. 21. 61. 88. 151. 157. 158. 161. 181. 188. 193. 206. 206.</p> <p>32 林班 2. 4-1. 4-2. 6. 7. 9-1. 9-2. 10. 16. 17. 18-1. 18-2. 19. 38-1. 38-3. 38-5. 38-6. 69-2～69-4. 70-1. 70-2. 71-1～71-3. 72-2. 87-1～87-3. 88-1. 88-2. 89. 90-2. 104-1. 105-1. 111-1. 111-2. 112-1. 112-2.</p> <p>35 林班 4. 27. 29. 201. 小班</p> <p>53 林班 17. 177～179. 小班</p> <p>76 林班 5-10.</p> <p>2 林班 5～8. 13. 16. 32. 37.</p> <p>3 林班 45. 81. 93. 97. 122</p> <p>16 林班 11. 12. 22. 32. 34. 47. 58. 59. 72. 79. 81. 84.</p> <p>22 林班 211. 332. 333. 335</p> <p>23 林班 82. 84～91. 144. 146. 148. 149.</p> <p>30 林班 9-1. ～9-3. 13-1. 13-2. 16. 26-1～26-5. 28. 32. 33. 37. 42-1～42-5. 48. 60. 61. 67. 76.</p> <p>34 林班 4. 135.</p> <p>42 林班 26. 185. 188. 190. 191. 193. 194. 211～217. 219. 231. 232. 261～263.</p> <p>45 林班 37. 92. 117</p>	405. 36

		49 林班 23. 44-1. 44-2. 46-1. 46-2. 47. 48-1. 48-2. 50-1~50-6. 52. 61-1. 61-2. 62. 64. 60 林班 20. 42. 49. 65 林班 15. 111 69 林班 186. 197~199. 211~214 74 林班 4. 6. 20. 22-1. 22-2. 29. 32. 34. 38. 39.	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択抜によるものを除く）	1 林班 27 小班 14 林班 298 小班 15 林班 3. 4. 13. 25~49. 51. 52. 54. 55. 57~59. 62. 75. 78. 81. 82. 150. 156. 327. 329~333. 335 小班 24 林班 6-2. 8-2. 60-1~60-5 小班 38 林班 121. 125. 134. 209. 212. 228. 237. 238. 262 小班 45 林班 15. 20. 38. 46. 105. 110. 112. 114. 115. 118. 140. 144. 148~150. 小班 56 林班 28. 50 小班 85 林班 109. 111. 115. 117. 119~121. 124. 126. 127. 129. 160. 163~165. 168. 172~174. 177. 178. 180. 184. 186. 190. 193. 326. 330. 331. 334. 小班	50. 36
	択抜による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 その他必要な事項

上記のほか、必要に応じて、1に示す公益的機能別施業森林以外の市町村が独自に設定する公益的機能別施業森林の整備等について必要な事項
特記事項なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

管内における人工林の林齢構成は35年以上が多く間伐の適齢であるが、1人当たりの森林保有面積は小さく、小面積での施業実施は非効率的で、採算が取れないと間伐等の施業が遅れた状態である。

そのため、複数の森林所有者の森林を一定のまとまりに集団化し、効率的な施業を行うことを通じ収益を確保するなどし、コスト削減を図り採算性を向上させることで森林所有者の意欲を高めることが必要である。

また、森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方針

森林施業の集約化を進めるには、施業を受託しようとする森林組合等の事業体が取りまとめていくことが重要である。

不在村森林所有者、森林経営の意欲の低下した所有者等が増加し、自分の所有林もわからないという所有者もあらわれており、森林所有者等に対して、森林所有者、林齢、蓄積、施業履歴、境界等の情報を提供し、長期の受託を進めるとともに施業の集約化に向けた展開を

行う必要がある。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等に対して、森林所有者、林齢、蓄積、施業履歴、境界等の情報を提供、具体的に施業の必要性を説明し、施業に必要な経費、木材の販売額等施業の方針を提示し、森林所有者の施業意欲を喚起する必要がある。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税（仮称）を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

特記事項なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では、所有規模5ha未満の森林所有者が8割強を占めており、このような状況の下で、森林施業の共同化は省力化、生産コストの削減等を図るうえでは不可欠であるため、在村者に対しては地域懇談会等をつうじ施業実施協定の締結を推進するとともに不在村者については、森林組合などへの施業委託を推進し、集落単位での森林の整備を図って行くこととする。

また、林業労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の森林資源の構成は、35年生以下の保育を必要とする林分が1,963ha余りあり、そのうち除間伐対象となる林分が1,687haを占め、間伐を必要とする林分も多い。

小規模な森林所有者が多い本市では、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を推進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

在村の森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけ、不在村森林所有者に対し

ては、ダイレクトメール等を利用するなど森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定の参画を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきとする。

ウ 共同施業実施者の一人が（1）又は（2）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特記事項なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じ路網密度の水準について下表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~ 75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60(50)~150
	架線系作業システム	16~26	0~ 24	20(15)~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5~15	0	5~ 15

注1) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網 から	細部路網 から	伐採	木寄せ ・集材	枝払い・ 玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスター	グラップル	プロセッサ	フォリダトラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスター	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォリダトラック
	架線系		100 ~300	チェーンソー	スイング ヤード	プロセッサ	フォリダトラック

急傾斜地 (30~35°)	車両系	300~500	50~125	チエーソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォリーダ トラック
	架線系		150 ~500	チエーソー	スイング ヤード クワヤード	プロセッサ	フォリーダ トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500~ 1500	500 ~1500	チエーソー	クワヤード	プロセッサ	フォリーダ トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設・改良 予定路線	開設・改良予 定延長 (m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

（1） 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るために、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前年5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
拡張	自動 車道	林道	古里字大丸	榎迫線	舗装 200	105	○	①	
拡張	自動 車道	林道	葛渡字笛峯	鬼岳線	舗装 100	52	○	②	
拡張	自動 車道	林道	長崎字茂川	茂川線	舗装 300	168	○	③	
拡張	自動 車道	林道	深川字谷山	谷山線	舗装 100	64	○	④	
開設拡 張	自動 車道	林道	長崎字木折	田代線	新設 660 舗装 300	173	○	⑤	
開設	自動 車道	林道	古里字大丸	榎迫支線	新設 2860	72	○	⑥	新 設 延 長

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針(平成23年7月27日付け森整348号熊本県農林水産部長通知)に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

熊本県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備を下記のとおりとする。

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
		該当なし		

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林業経営を見ると、所有規模5ha未満の付随的経営が8割強を占め、所有規模5ha以上20ha未満の林業副次的経営が2割弱で、財産所有的経営がほとんどであり、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。

林業労働者は減少傾向にあることに加えて、高齢化が著しい現状であり、担い手となる後継者は、通年就労の場が進んでいる第2次産業、第3次産業等へ流出し、労働力の減少・高齢化は林業生産の維持拡大を図って行く上で大きな制約要因となっている。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、このような状況の中で、森林組合を中心とした作業労務班員の通年就労の促進、若年労働者の育成確保を図るとともに、省力化及び生産向上のため、機械化と新技術の導入を積極的に推進する。

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりの意欲を向上させることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を整えることが重要である。

本市林業は小規模で、しかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策と併せて林業労働者の育成対策を進めることが重要である。

また、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上、さらには労働条件の改善に努め雇用の安定化を図ることとする。

林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発・普及及び後継者の育成に努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林の人工林は7齢級以上が78%を占め、保育・間伐と併せ、成熟期の主伐・間伐等が増加している。しかし、林業経営は零細で、且つ林道網等の基盤整備が十分でないことから、機械化は遅れている。近年、ハーベスター、フォワーダ等の林業機械が普及してきたが、刈払い機、チェーンソー等の手持ち機械による手作業が大半を占めている。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの削減を図るために、高性能林業機械の導入は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件等に対応した機械の導入は重要な課題である。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	球磨川流域 (緩傾斜)	チェーンソー 林内作業車	チェーンソー・プロセッサ・フォワーダ
	球磨川流域 (急傾斜)	チェーンソー 集材機	チェーンソー・集材機・タワーヤード
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー・下刈鎌	チェーンソー・刈払い機
	枝打	斧・鋸（人力）	自動枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設に関する事項

本市の森林は、今後成熟林分の大幅な蓄積累増が見込まれるが、木材需要は長期低迷を続けており、その回復は当分期待できず、長期に及ぶものと推測される。

このような状況の下で、平成19年度において近隣市に「新生産システム」の基幹工場となる大型製材工場ができ、また、当市に在る合板工場において、平成13年度から国産材を利用した合板の製造に取り組み、平成19年度には国産材の利用比率が約50%に達する成果を上げている。平成21年度には、国庫事業の利用により国産材の大径木の活用に向けた機械の導入等を行い平成22年度においては国産材率80%と需要の拡大を進めている。

このように間伐材の需要も増加するため、国内産地間の競合が激化し、零細小規模の生産施設は維持することがさらに困難になることが予想されるので、大型工場とは一線を画した製品の供給体制の整備、確立を推進する必要がある。

また、当市では23年度より木材の需要拡大を図るため、個人の住宅建設の際の構造材の地元材使用に対しての助成を行っている。

特用林産物では、生産量は少ないが安定した収入が得られるタケノコ、シイタケが生産されているので、タケノコについては、価格的に高収入が見込まれる早掘りタケノコの生産に努め、11月～3月間での集荷の増大を推進する。

また、水俣の特産であるハゼの実については、はぜのき館を中心に生産の振興を図り、生産の増大を進める。

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
合板工場	水俣市 赤岸海	m ² 180,000	1				
製材工場	水俣市 百間町	1,790	2				
製材工場	水俣市 越小場	1,100	3				

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ設定する。

(1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林及び被害の発生の恐れがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、その森林被害の状況を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画(平成27年度10月変更)、森林組合、獵友会等の情報等を基に、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせて実施するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良の実施

なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当っては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

イ 捕獲

わな(くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)及び銃器による捕獲等の実施。

なお、実施に当っては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	水俣市全域	10,329.38

2 その他必要な事項

(2) の実施について、現地調査、森林組合、森林所有者、地元獵友会等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止のためには、被害の早期発見、かつ的確な駆除予防に努めることが重要である。

松くい虫による被害については薬剤散布や被害木の的確な処理等を行うこととする。

(2) その他

森林病害虫等による被害木の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、森林組合、森林所有者等と連携して森林の巡視や被害対策を行うこととする。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策並びに鳥獣保護管理施策に即した捕獲等の検討を行うとともに野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を行うこととする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事防止の普及啓発等実施することとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、「水俣市火入れに関する条例」に従い実施することとする。

5 その他必要な事項

特記事項なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
		該当なし						

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
	該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
伐採跡地の更新については第2の1に示す樹種を選定し、伐採後2年以内に植栽を行うこと。

なお、天然更新については、伐採後天然更新完了基準により、概ね5年を超えない期間で完了した時点で、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ることとする。

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能に応じ、伐採後は速やかに植栽を行い、間伐については林内密度を緩和するため、本数率で概ね30%程度の伐採を行い、伐採については、標準伐期齢以上とし、原則的に伐採率30%以下の択伐とする等、自然環境の保全や景観の維持向上等個々の森林に応じた適正な施業を行うこととする。

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等に対して、森林所有者、林齢、蓄積、施業履歴、境界等の情報を提供、具体的に施業の必要性を説明し、施業に必要な経費、木材の販売額等施業の方針を提示し、森林所有者の施業意欲を喚起する必要がある。

① 森林所有者の経営意欲の喚起及び施業コストの削減を図ること。

② 森林の所有形態が小規模であるため、一定のまとまりのある施業規模を確保すること。

③ 林業労働者の確保、機械化の促進、林産物の流通・加工施設の整備を図ること。

エ IIIの森林の保護に関する事項

森林病害虫等による被害の未然防止のためには、被害の早期発見、かつ的確な駆除予防に努めることが重要である。

松くい虫による被害については薬剤散布や被害木の的確な処理等を行うこととする。

森林病害虫等による被害木の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、森林組合、森林所有者等と連携して森林の巡視や被害対策を行うこととする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
大迫	1~6	450.51
小津奈木	7~14	838.91
宝川内	15~25	1187.22
葛渡・石坂川	26~34、42	1294.54
深川・薄原	35~41	827.21
湯出	43~52	1144.73
長崎	53~64、69	1440.39
袋	65~68、70~74	635.69
久木野	80~90	1415.93
越小場	91~97	875.17
県有林	75~79	287.74

2 生活環境の整備に関する事項

特記事項なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特記事項なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

移動式炭窯・自動薪割り機等の使用による木炭・竹炭の炭焼き講習等を実施し、資源の循環利用・木材の炭素固定効果等について普及する。また、漁民の森、水源の森づくり等をつうじ市民の森に対する意識の高揚を図る。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本市中央には、久木野川及び湯出川を支流とする水俣川が流れ、市街の上水道及び農業用水の水源として重要な役割を果たしている。

このようなことから、上流において中山間地や水源地の森林が持っている水源かん養などの公益的機能の発揮のため、下流の住民にも植栽や間伐等の適切な森林整備への参加を働きかける必要がある。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし

別添1 人工造林樹種

樹種	植栽本数 単位:本/h a	樹種	植栽本数 単位:本/h a
ケヤキ	2000~4000	クスノキ	2000~4000
クリ	2000~4000	イスノキ	2000~4000
クヌギ	2000~4000	モミ	2000~4000
カシ類	2000~4000	ツガ	2000~4000
ミズメ	2000~4000	ヤマグワ	2000~4000
センダン	2000~4000	イヌエンジュ	2000~4000
ヤマザクラ	2000~4000	カヤ	2000~4000
カエデ類	2000~4000	イチョウ	2000~4000
ミズキ	2000~4000	イヌマキ	2000~4000
ネムノキ	2000~4000		
タブノキ	2000~4000		

別添2 天然更新樹種

群集・群落名 標高	樹種名
ケヤキ 一 イロハモミジ群集 標高 300 ~ 500m	ケヤキ、イロハモミジ、ヤマザクラ ヤマグワ、ネムノキ、ミズキ、エノキ イタヤカエデ
シイ 一 カシ萌芽体 標高 0 ~ 900m	コウジ、スダジイ、アラカシ、ウラジロガシ、 ヤマハゼ、ヤマツバキ、タブノキ、ネムノキ、 クロキ、クヌギ
クヌギ 一 コナラ群集 標高 0 ~ 300m	ヌギ、コナラ、ヤマザクラ ヤマハゼ アカメガシワ アオモジ

【天然更新完了基準】

1 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等により広葉樹林化した箇所等とする。

2 更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種はアカメガシワ、アオダモ、カラスザンショウ等の高木性の樹種で更新対象樹種は別添のとおりとする。

3 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新方法は、天然下種更新及び萌芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助に作業については、県で定める更新補助の作業とする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.3m以上の稚樹、幼樹、若齢木、萌芽枝等とする。
- (2) 更新が完了した状態は、後継樹の密度がha当たり2,500本以上とする。
- (3) 上記条件を満たす区域が全体の8割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できない虞がある場合には、適切な防除の実施すること。

5 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査を持って更新が完了した状態を確認する。

- (2) 更新調査の時期は伐採の5年後とする。

- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。

1) 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積 5ha未満 1箇所 5~10ha 2箇所 5ha 増える毎に
1箇所増すこととする。

2) 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮し、現地実態から平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。

3) 標準地の大きさは5m×5mのプロットを1箇所設けることとする。

4) 明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には目視とすることができるが、この場合、野帳若しくは写真を1年間保管するものとする

- (4) 更新調査野帳の様式は、別紙のとおりとする。